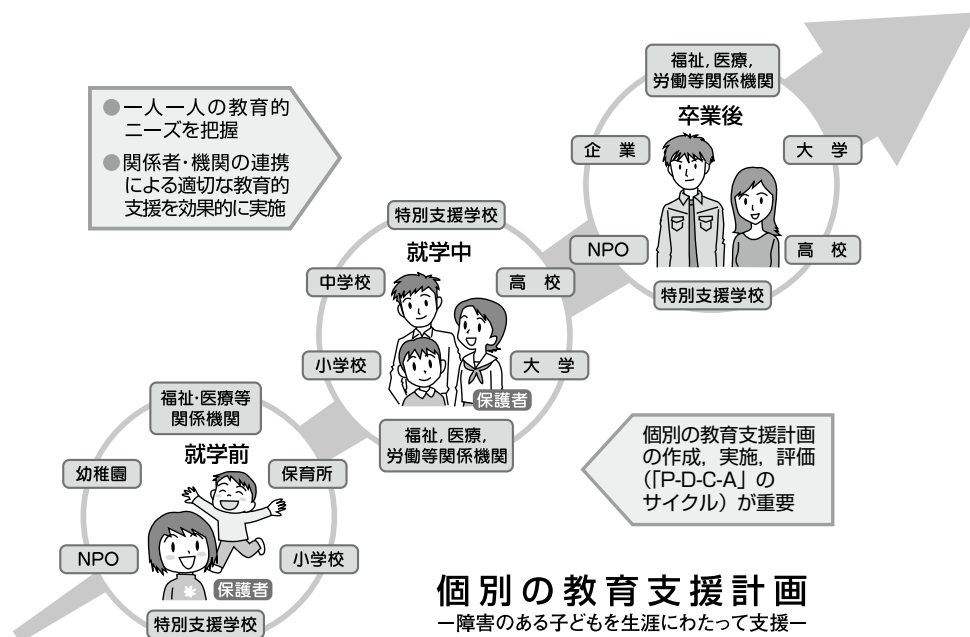


◆Ⅳ章 生涯にわたっての支援と連携◆

障害のある幼児児童生徒がより豊かな生活を送り、将来の自立や社会参加につながる力をつけていくためには、教育のみならず、家庭及び地域、医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力して支援に当たることが必要である。医療とつながり医療的なケアを受ける、就労に向けて就労・生活支援センターと連携するなど、その子が必要とする支援を受けられる体制を作り、連携を図って支援していくことが大切となる。

さらに、その子が学んできたことや受けてきた支援について、確実に引き継ぎながら将来へとつなげていく必要があり、就学前から学校、就労へと支援をつなげ、積み重ねていくことが大切である。



今回の学習指導要領では、関連機関が連携して一貫した支援を進めるためのツールとして、「個別の教育支援計画」を作成することが示されている。各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援学校のセンター的機能の活用や支援機関等との連携を図り、個別の教育支援計画を作成し、適切な支援のために活用していくことが必要である。

さらに、卒業後を見通した、一貫した指導・支援を行っていくために、就学相談、支援情報の引き継ぎ、進路指導などを適切に行っていくことが大切である。

「個別の教育支援計画」とは

個別の教育支援計画とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画

[特別支援教育の更なる充実に向けて（平成21年2月）]

【内 容】

個別の教育支援計画には、次に挙げる内容を基本として作成する。

- 学校・家庭・地域・関係機関の支援内容と役割分担
- 本人や保護者の将来の願い
- 学校・家庭・地域・保護者で確認し合った支援目標

1 「個別の教育支援計画」の作成と活用

(1) 「個別の教育支援計画」の作成の目的

障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを中・長期的な視点で正確に把握し、適切に対応していくという考えの下、教育のみならず福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な支援を行うことを目的とする。

(2) 「個別の教育支援計画」作成の対象者

- ・ 特別支援学校・特別支援学級在籍児童生徒 特別支援学校幼稚部在籍幼児
- ・ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒（必要に応じて作成）

(3) 「個別の教育支援計画」の作成者

その子の担任や、特別支援教育コーディネーターが連携しながら作成する。作成に当たっては、校内委員会、支援者が集まっての支援会議を持ち、実態や課題を共通理解し、それぞれの支援の役割を明確にしていく必要がある。

(4) 「個別の教育支援計画」の作成手順

Step1 実態を把握し、支援ニーズを明らかにする。〈Plan〉

担任が中心となり、その子の実態把握をする。学校における姿については、担任一人ではなく、多くの目で見たとその子の情報を収集することが、的確な支援ニーズの把握のためには重要である。療育や支援の経過、家庭や地域生活の様子については、主に保護者との個別懇談や調査用紙への記入により情報を収集する。また関係機関等からの情報収集も有効である。

必要な情報

A 学校における情報の収集

- ・ その子の学習や生活の特徴的な姿
- ・ 支援の必要性
その子が「どんな場面で」「どんなふうに」「どの程度」困っているのか
- ・ 支援の手がかり
その子の興味関心・得意なこと・がんばれること
どんな状況ならうまくいくか どの環境を整えればうまくいくか
- ・ 諸検査の結果

B 保護者からの情報収集

- ・ 家庭や地域生活での様子
- ・ 現在までの療育や支援の経過
- ・ 現在の生活や将来に向けての本人や保護者の願い

C 関係機関等からの情報

収集した情報を「実態の共通理解シート」、各校のプロフィール表等を活用しながら整理し、特別支援教育コーディネーターの協力を得て、その子の支援ニーズを明確にしていく。

平成 年度 実態の共通理解シート（例）

〔資料〕 記入者名： 記入日：平成 年 月 日

立	園・学校	年	組	校長名	担任名	
ふりがな 氏 名				(男・女)		生年月日：平成 年 月 日
保護者名			電 話 緊急連絡先			
住所：〒 市 町						
家族構成			家庭の状況			
障害の状況（障害名）、担当医療機関・主治医					服薬の状況（ 無・有 ）、効能	
療育・教育歴等						

このシートは多くの人が見る資料となるため、検査結果等、保護者が公にしたいくない事柄については記入しない。

特徴的な様子と情報提供者（必要な項目番号に○をして詳しい内容を記入します）

No.	項 目	内 容
1	【必須項目】 興味関心、得意なこと、趣味	ぬいぐるみ、キーホルダーなどの小さくてかわいらしいものを集めることが好き。キャラクター商品について、よく知っている。
2	苦手なこと	騒がしい教室の音
③	学習状況	3 国語では、音読の際に、とばし読みが見られる。算数では、計算は得意。文章題は、立式が苦手。 すべての項目を埋める必要はなく、その子の特徴的な姿が見られる項目に○をする。
	・学習の定着状況	
	・効果的な教材、指導法	
④	諸検査	
5	性教育	
6	進路学習	
7	行動の特性	8 小テストなどの結果が配布されると、点数の部分さつと隠し、机の奥に入れる。授業中、順にあたって、うまく答えられないときに、立ちすくんだまま涙ぐむことがある。 12 休み時間には、家が近い□子さんと一緒にいることが多い。 13 家族とは自分からよく話をする。学校では、あまり自分から話しかけることはない。
⑧	友達との比較・失敗場面の行動	
9	パニックの状況	
10	コミュニケーション、要求の伝え方	
11	対人関係	
⑫	よく遊ぶ友達、友達関係	
⑬	感覚、知覚、認知	
14	体調、身体・運動機能	○をした項目のNo.を記入した上で、その子の特徴的な姿や気になる姿について記入する。 担任一人が記入するのではなく、その子に関わる人からの情報も記入してよい。
15	情緒的安定	
16		
17	着替え	
18	食事	
19	排せつ	
20	生活リズム、家庭生活	
21		
⑳	周囲の人の理解状況	22 本人に得意・不得意があることでやりずらさがあると、学級PTAの場で保護者の方がお話しされたことがある。
23	周囲の人への配慮点	
24		
25		

※ 共通理解ができた箇所に○をつけましょう（特別支援教育コーディネーター記入欄）。

家庭	担任	校長	校内	福祉	行政	医療
----	----	----	----	----	----	----

Step2 支援目標と支援者を検討する。〈Plan〉

実態把握ができれば、特別支援教育コーディネーターが校内委員会を開催する。校内委員会には、その子の担任も参加する。実態の共通理解シートを使って、その子の姿や課題を共通理解した上で、その子が生活する中で「障害があるために遭遇する制約や困難を改善・克服し、豊かな生活を送るために必要なこと」を視点にして支援目標を設定する。さらに、支援目標に対し、学校、保護者、その他関係機関も含めて、だれがどんな支援ができそうであるかを検討し、「個別の教育支援計画（案）」を作成する。次ページに様式例を示すが、各校の実情等に合わせ、使いやすい形式を工夫してよい。

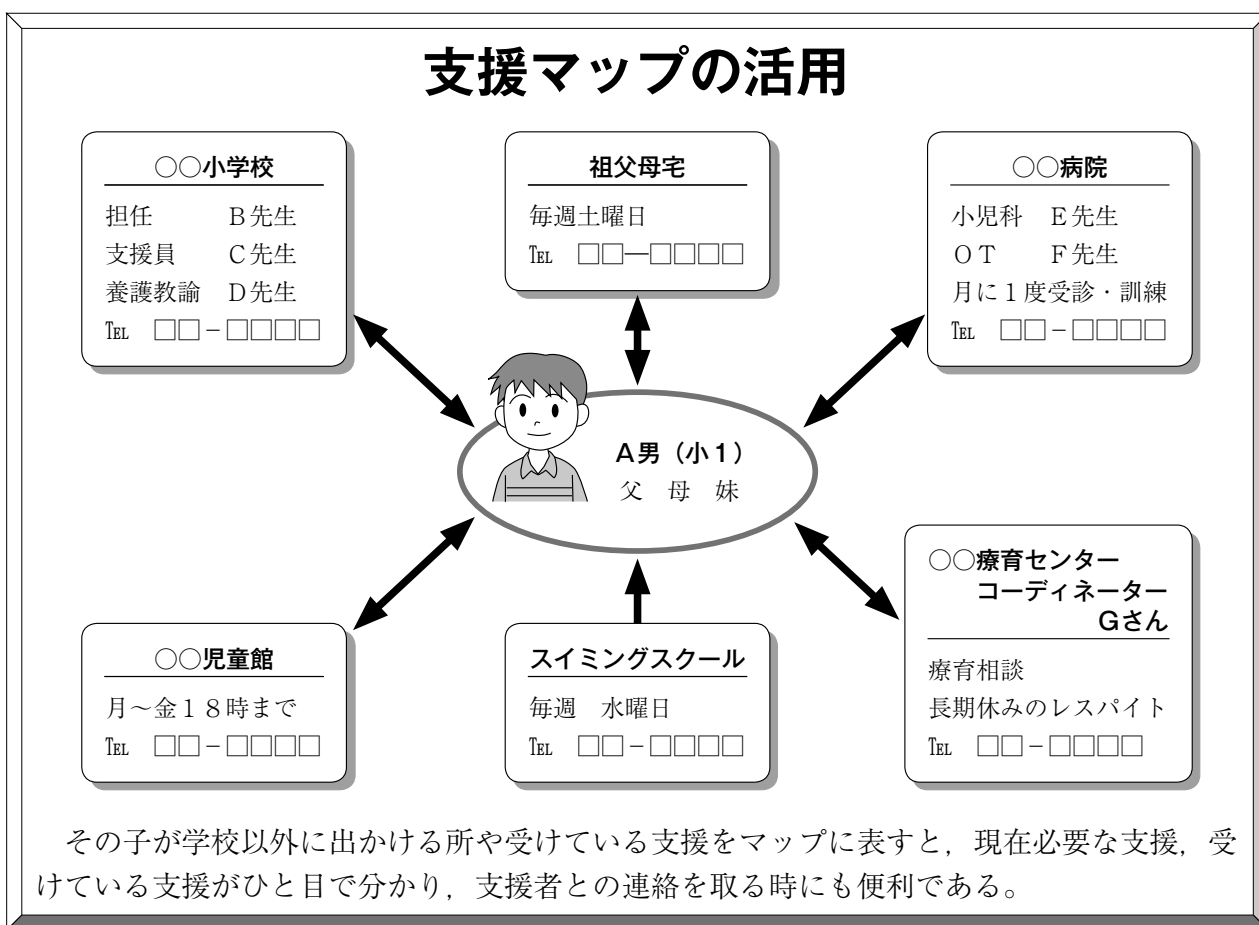
Step3 支援会議を開催し、支援者が計画を共通理解し、役割分担をする。〈Plan・Do〉

「個別の教育支援計画（案）」ができれば、特別支援教育コーディネーターが、保護者、支援を求める人・機関に連絡を取り、支援会議を開催する。

支援会議の中でその子の実態や支援目標の共通理解をし、それぞれの支援者・機関が具体的にどのような支援が可能かを検討する。また、支援目標や支援内容を評価し、次の支援の在り方を検討するために、次の支援会議をいつごろ持つかの見通しを立てる。

これらの内容が適切であるか、保護者の確認を受けたものを「個別の教育支援計画」として各支援者、関係機関に配布し、その計画を基にそれぞれの立場からの支援に当たっていく。

〈参考〉



関係機関について

個別の教育支援計画の作成例

→ 共通・連携編 P.66
→ 特別支援学校編 P.183
小中学校編 P.136

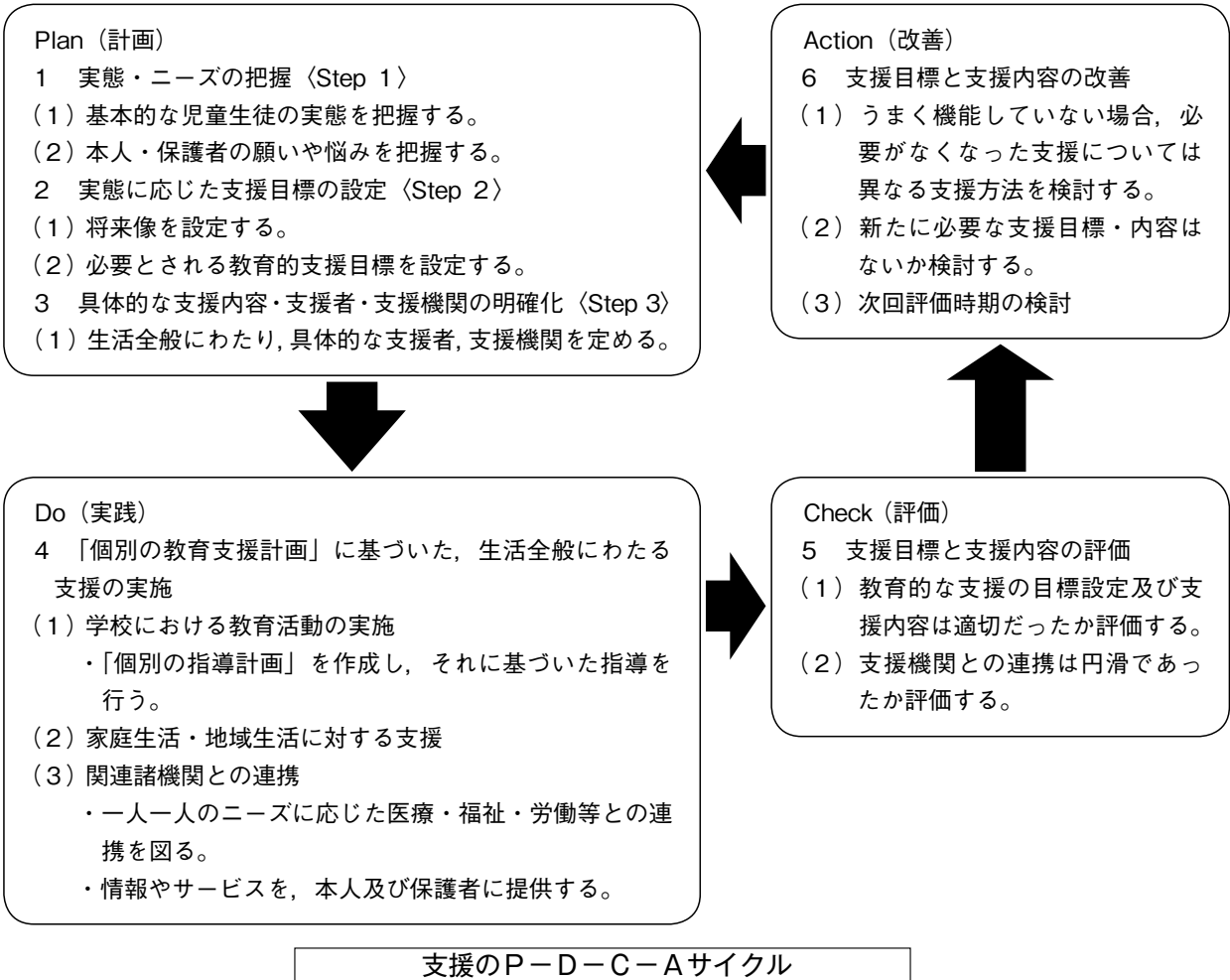
平成 年度 個別の教育支援計画シート（例）	
〔資料〕	
記入者名： 記入日：平成 年 月 日	
立 園・学校 年 組	校長名 担任名
ふりがな 氏 名	(男・女) 生年月日：平成 年 月 日
保護者名	電 話 緊急連絡先
住所： 〒 市 町	
将来に向けての願い（◎），現在の生活	
本人の願い	保護者の願い
本人・保護者の現在の生活に対する願い，将来に向けての願いを記入する。遠い先の将来でなく，卒業するころにはこうなっていたい，という願いでもよい。	
支援目標（長期）	
◎	支援目標 ◎ 将来像を描いた時に，その子にもっとも必要と思われる長期的な目標（3年先程度，または卒業後） ・現在の生活上の制約や課題を改善していくために必要な短期的な目標
主な支援内容	
学校	支援者
学級	
校内	
学校生活における支援の内容 ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と支援者の役割分担 ・その他	
家庭	
家庭における支援の内容 ・家庭での支援 ・その他	
地域	
地域生活における支援の内容 ・ボランティアの活用 ・外出 地域活動 放課後活動等への参加 ・その他	
関係機関 医療・福祉 特別支援学校	
医療・健康面での支援の内容 ・通院 投薬 医療的ケアなど 福祉面での支援の内容 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 関連機関の支援の内容 ・相談員 スクールカウンセラー等	
支援会議の記録	
《日時》	《参加者》
年 月 日	《協議内容・引き継ぎ事項等》
次回支援会議予定 年 月	
支援内容の評価	
次回支援会議前に，各支援者により支援内容の評価し，次に引き継いでいく。	

以上の内容を確認いたしました。 平成 年 月 日 保護者名

(5)「個別の教育支援計画」の活用と評価 〈Check・Action〉

作成された個別の教育支援計画に基づき、各支援者・機関が支援を実施していく。学校は、「個別の指導計画」を作成し、教育的立場からの支援を行う。定期的に支援会議を開催し、支援目標・内容の評価と改善に当たり、P-D-C-Aサイクルに基づいて支援を積み重ねていくことが重要である。

また、次の段階での支援に確実につなげていくために、支援会議の日時・参加者・内容、実際の支援の記録等については、個人ファイルを作成し、記録として蓄積していくことが大切である。



(6)「個別の教育支援計画」による支援の引き継ぎ

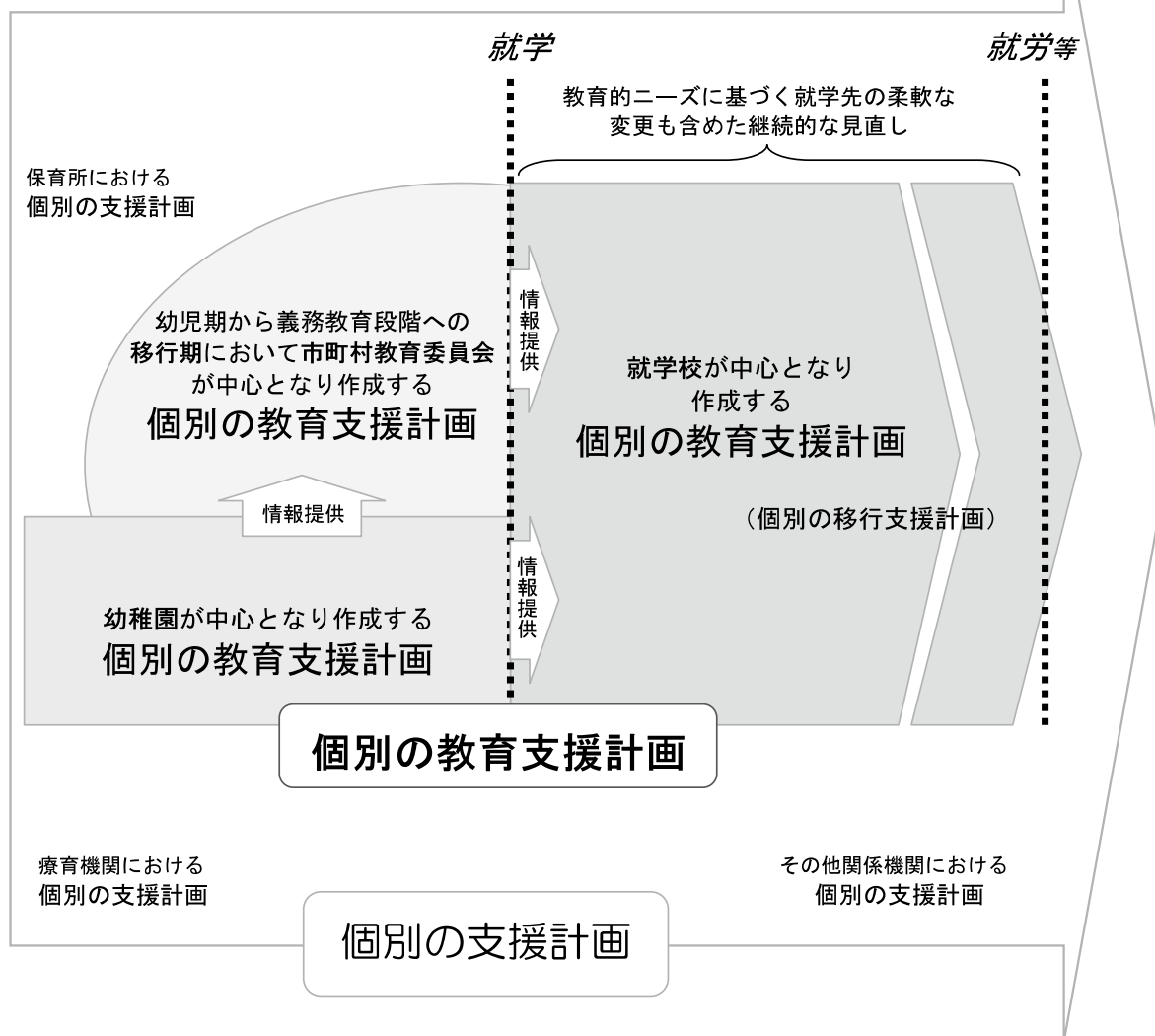
その子について一貫した支援を行っていくために、幼稚園・保育所から小学校(小学部)、小学校(小学部)から中学校(中学部)、中学校(中学部)から高等学校(高等部)、高等学校(高等部)から卒業後という、移行期の引き継ぎが重要になる。

小学校(小学部)への入学に当たっては、就学までの療育の情報や幼稚園、保育所での生活の様子を伝えてもらい、学校での支援体制作りの参考にする。また、中学校(中学部)、高等学校(高等部)への進学に当たっては、特別支援教育コーディネーターを中心に双方の学校が集まって支援会議を行い、その子についての情報、それまでの支援の経過を確実に伝え、支援をつなげていくことが大切である。就労時には個別の移行支援計画を作成し、卒業後にも支援が継続されるよう配慮する。

個別の教育支援計画について

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

「特別支援教育の更なる充実に向けて」（審議の中間とりまとめ 平成 21 年 2 月 12 日）
資料を参照して作成



参考:「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」の関係については、「個別の支援計画」を関係機関等が連携協力して策定するときに、学校や教育委員会などの教育機関等が中心になる場合に、「個別の教育支援計画」と呼称しているもので、概念としては同じものである。

平成 17 年 12 月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」より

2 各学校における支援体制の構築

(1) 校内支援体制づくり

特別な教育的ニーズのある児童生徒への対応については、担任一人ではなく、全校職員の協力体制の中で、児童生徒の支援に当たることが何より大切である。そのためには、校内委員会を校務分掌に明確に位置付け、話し合った内容を全職員で共通理解をして対応することが重要である。

① 校内委員会とは

校内委員会は、特別な教育的ニーズのある児童生徒を早期に把握し、具体的な支援の在り方や保護者・関係機関との連携を検討するための中心となる組織である。

② 校内委員会の設置

特別支援教育の推進に当たって、学校長は、校内委員会を校務分掌に明確に位置付け、特別支援教育コーディネーターを指名する。設置に際しては、関係専門機関とも連携しながら多様な角度から児童生徒への支援を検討できるように、各学校の実情に合わせて機能的な組織にしていくようにする。

【校内委員会構成メンバーの例】（各校の実情に合わせて構成）

◎ 特別支援教育コーディネーター	総合的な支援の調整・まとめ役
○ 校長	学校運営の責任者
○ 教頭・教務主任	渉外・時間割など学校運営の調整役
○ 学年主任	学年の調整役、児童生徒の実態把握
○ 学級担任	当該児童生徒の直接的支援者
○ 養護教諭	保健・健康関係の支援者
○ 特別支援学級担任	児童生徒理解の支援者
○ その他、校内外の関係者（生徒指導、教育相談、進路指導、アドバイザーなど）	

③ 校内委員会の役割

校内委員会では、特別支援教育コーディネーターが中心となって年間の運営計画を立て、次のようなことを行う。

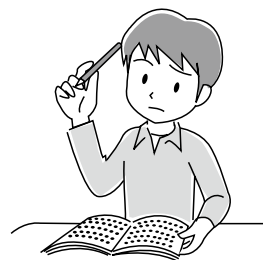
ア 実態把握と「個別の指導計画」の作成

- ・ 校内の気になる児童生徒の様子や支援の現状について情報収集をし、実態把握をする。
- ・ 担任が行う児童生徒の実態把握、「個別の指導計画」の作成・実施・評価・改善に、協力・支援を行う。

イ 小委員会（支援チーム）の設置と支援会議の実施

当該児童生徒に関係する支援者で必要に応じて小委員会（少人数の支援チーム）を作り、児童生徒の支援の在り方や支援者の役割などを検討する支援会議を行う。

この小委員会（支援チーム）は、当該児童生徒に関係することの多い職員に絞って弾力的に組織する。緊急な対応や頻繁な検討ができるようにする。



【小委員会（支援チーム）の構成メンバー例】

特別支援教育コーディネーター，特別支援学級担任，通常の学級の担任，学年主任，養護教諭など

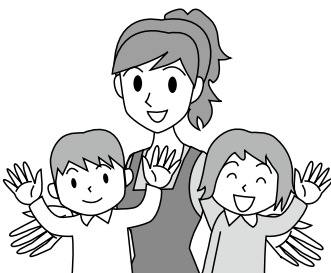
ウ 校内研修の充実

校内の実情に応じて，特別支援教育を進める上での課題を整理し，発達障害等のある児童生徒の支援方法について職員間で共通理解を図るために校内研修を実施する。

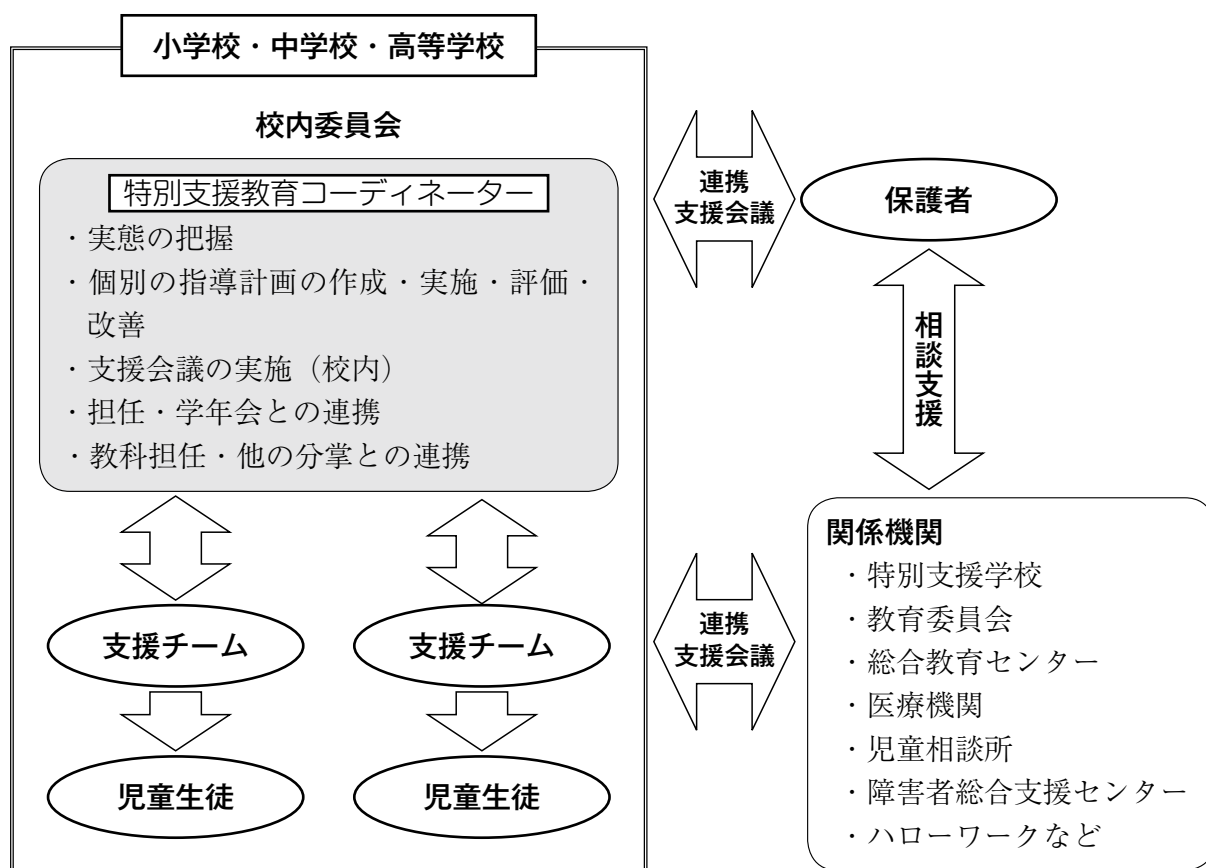
また，職員会議で定期的に「児童生徒理解の時間」などを取り，具体的に児童生徒の事例検討を行うことも有効である。

エ 関係機関，保護者との連携

- ・ 専門機関からの支援を得るために，校内委員会での話し合いを基に，教頭や特別支援教育コーディネーターが関係機関との連絡・調整を行う。
- ・ 児童生徒を支援する上で，保護者の理解と協力は欠かせないものである。保護者と情報を共有しながら児童生徒の支援に取り組むとともに，保護者の支援も行うことが重要である。



<小学校・中学校・高等学校校内支援体制イメージ図>



(2) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、児童生徒への支援が一貫して効果的に行われるように、学校内外の関係者との連絡調整、保護者の相談窓口、担任への支援など、総合的な支援の調整役を担う。

具体的には、特別支援教育コーディネーターは、次のような仕事を行う。

① 校内の連絡調整

特別な教育的支援を必要としている児童生徒について、担任と相談するとともに、生徒指導や教育相談、校内就学指導、不登校対策などの分掌や委員会と連携して児童生徒の支援ができるよう校内の連絡調整を行う。

② 児童生徒の実態把握

年度始めに、担任や学年会とともに、学習面や行動面で気になる児童生徒についての実態把握や整理を行う。また、児童生徒の指導や支援について担任の相談を受けたり、校内支援体制につなげたりしていく。

③ 支援会議の招集・「個別の指導計画」作成の推進・援助

特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、校内委員会や小委員会（支援チーム）を招集して校内支援会議を開く。支援会議では、児童生徒の現状と課題を明確にし、支援の方針や具体的な支援内容を検討し「個別の指導計画」作成につなげる。さらに、会議の内容は職員会議等で報告し、全職員の共通理解を図るようにする。

④ 校内研修の企画

特別支援教育に関する職員の要望を聞き、他の係と分担・協力して具体的な支援に生かせるような校内研修を企画・実施する。



⑤ 保護者の相談窓口

保護者は、担任や家族にも話せないような深刻な悩みを抱えていることがある。そのような場合に、特別支援教育コーディネーターは、保護者の相談窓口として、保護者の気持ちを受容的、共感的に受け止めることが大切である。そして保護者と相談しながら対応策を考え、児童生徒を支援するとともに保護者を支援していくことが重要である。

⑥ 関係機関との連携のための窓口

必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を活用するほか、福祉・医療・労働など関係機関からの支援を得るための連絡調整を行う（支援会議の開催）。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、上記の役割に加えて、次のような役割を担っている。

- 地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校への支援
- 地域の特別支援教育の核として関係機関との密接な連絡調整

実際には、特別支援学校では、これらの役割を特別支援教育コーディネーターや教育相談担当者などが分担して行っている。

3 特別支援学校のセンター的機能

(1) 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、地域の特別支援教育の推進についてセンター的機能を担っており、自校の子どもを支援するとともに、地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の要請に応じて様々な形で支援を行っている。センター的機能の具体的内容は、以下のとおりである。

- ① 幼稚園・保育所、小・中学校等の教員への支援
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整
- ⑤ 幼稚園・保育所、小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供



① 幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等の教員への支援

特別支援学校の教育相談担当者は、地域の幼稚園・保育所、小・中・高等学校等の要請に応じて訪問するなどして、特別支援教育にかかわる具体的な相談や校内体制づくり等に関する支援を行う。

また、これまで特別支援学校が「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成してきた経験を生かし、その知識や方法を、幼稚園・保育所、小・中・高等学校等の教員に伝えたり助言したりして支援する。

② 特別支援教育等に関する相談・情報提供

特別支援学校は、要請により、地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等に在籍する幼児児童生徒や保護者に対して教育相談を行ったり、情報提供したりする。中でも、期待が大きいのは、就学相談、障害のある子どもや、不登校・集団不適應を起こしている子どもの実態や特性の把握及びその教育や対応、療育に関する相談、卒業後の進路・就労に関する相談、その他の相談などが挙げられる。

なお、教育相談の実施に当たっては、保護者の了解を得て、当該の幼稚園・保育所、小・中・高等学校等と十分な連携を行うことが必要である。

③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援

幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校と、十分連携をとりながら教育相談を実施し、障害のある幼児児童生徒の指導・支援に当たる。

例えば、読み書きでつまづいている幼児児童生徒で、視知覚に何らかの困難を抱えている場合は、視覚障害特別支援学校の専門性や経験から具体的な指導・助言をすることができる。

④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整

特別支援学校には長年にわたって構築してきた福祉、医療、労働等の関係機関との幅広いネットワークがある。そのため、小中学校等の多様な支援会議の設定や情報収集をする際など特別支援学校と連携して行くと、関係機関との連絡・調整が円滑にできることが多い。

⑤ 幼稚園・保育所、小・中・高等学校等の教員に対する研修協力

特別支援学校は、特別支援教育や障害のある幼児児童生徒の理解や支援に関する研修や

講習の機会を提供することができる。具体的には、地域の学校と共催で研修会や事例検討会を企画したり、特別支援学校から研修会の講師を派遣したりすることなどが考えられる。

また、この中には、市町村の関係各課からの要請に応じたボランティア養成講座や、市民を対象とした研修の企画・実施への協力なども含まれる。

⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供

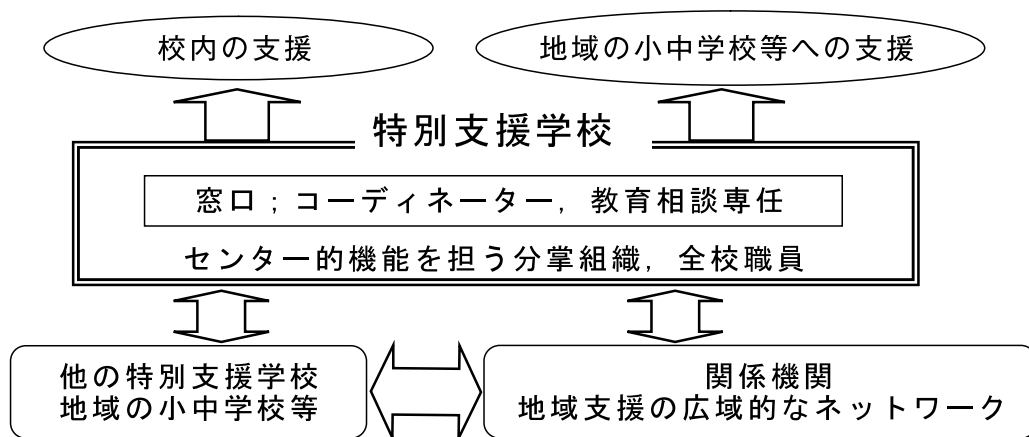
自校の教育活動とは別の目的で、学校外のスポーツクラブや余暇活動などに施設・設備を開放するなどのことが挙げられる。また、特別支援学校には、専門的な遊具や教材、器具などが整っており、それらの貸出しや提供を行うこともできる。さらに、地域への一般開放を行うことで、障害のある人を含む地域の人々の生涯学習に寄与することもできるので特別支援学校と相談して進めたい。

(2) センターの機能が発揮されるために

特別支援学校がセンター的機能を有効に発揮するためには、校内及び広域的な地域での様々な体制整備が重要になる。これについては、中央教育審議会答申（平成 17 年 12 月）「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の中で、次のような視点から体制整備の重要性が述べられており、関係機関と連携した取り組みが期待されている。

- ① 特別支援学校間での適切な連携
- ② 特別支援学校の管理運営を担う都道府県教育委員会と、小・中学校の管理運営を担う市町村教育委員会との十分な連携
- ③ 小・中学校の特別支援学級と特別支援学校の連携協力
- ④ 福祉・医療・労働などの関係機関等との適切な連携、及びそのための関係行政機関等の相互連携下での地域支援の広域的なネットワーク形成
- ⑤ 高い専門性を有する教員の養成・配置
- ⑥ 校長のリーダーシップ（効果的な学校経営と校内組織体制の明確化）

<センター的機能のイメージ図>



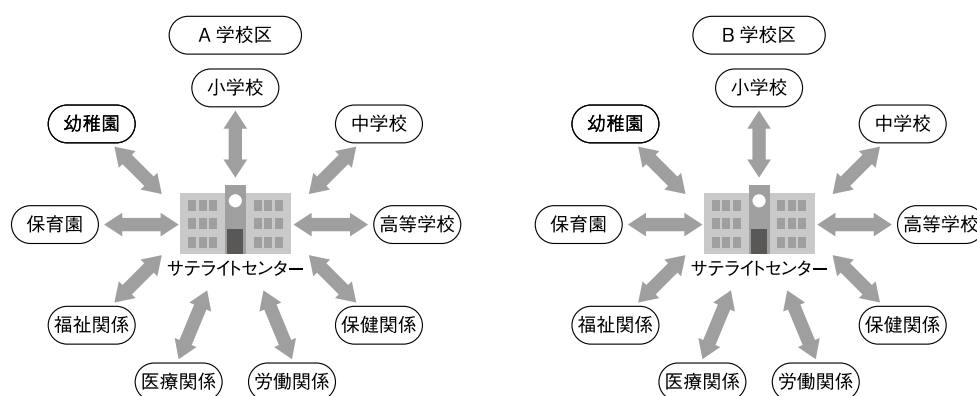
<参考・引用文献>

中央教育審議会（答申）「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成 17 年 12 月）
「小学校新学習指導要領の展開 特別支援教育編」大南英明編著（明治図書）（平成 21 年 3 月）

コラム 特別支援学校のサテライト構想

A 特別支援学校では、教育相談の現状と課題として以下のようなことが挙げられ、対応を考えた。

- 地域の各小中学校では、教育相談のニーズが年々増え、A 特別支援学校の 1 名の教育相談専任では、要請に対しての迅速な対応が困難になってきている。
- 高等学校でも特別支援教育コーディネーターが指名された。地域の高等学校でも、特別な教育的ニーズのある生徒が増えてきて、相談の要請も多い。
- 来訪・出張相談の対応数が多くなるにつれて、教育相談専任（特別支援教育コーディネーター）職員は、その仕事に追われて、職員研修等の企画・運営まで手が回らない状況である。
- 地域の学校が抱えている課題に対して、A 特別支援学校が迅速で適切な対応ができるように、必要な情報をさらに収集したり、その地域にあった支援体制を整備したりしていくことが求められている。
- 地域の特別支援教育連携協議会では、地域の小中高等学校の特別支援教育コーディネーターがスタッフとして参加しており、今後は、支援される側から支援する側へ方向転換が可能である。



そこで、A 特別支援学校では、こうした状況から『サテライト構想』を考えた。

『サテライトセンター』の考え方は、例えば、圏域をさらに細かな学校区のブロックに分け、特別支援学校のセンター的機能をもつような中核的な学校（特別支援教育コーディネーターなど）をサテライトセンターとして位置付け、力を発揮していただくというものである。

サテライトセンターが中心になって、特別支援学校だけでは対応しきれない状況に、地域で自立的に対応していこうという考えである。

現在、その『サテライトセンター』となる人材の発掘・育成を行っている。そのブロックにおいて「研修」や「支援の相談」、「支援の方策を探る事例研究会」を自主的に開催するなど、自立的な支援体制の整備を進めている。

4 関係機関との連携

(1) 連携の重要性

幼児児童生徒が生涯にわたって地域の中で暮らしていくことを考えると、一人一人に応じた適切な支援を行うためには、地域の中に本人の生活全体を支援するネットワークをいかに構築していくかが重要となる。

保護者も含め、幼児児童生徒にかかわっている地域の支援者、医療関係者など様々な関係機関が「この子の支援のために集まった仲間」という意識を持ち、一貫した支援方針に沿って、家庭、地域、学校で同一步調のチーム支援をしていくことが大切である。

□ 支援会議の開催に向けた準備

◇ 地域の支援者（機関）を知る

特別支援教育コーディネーターは、地域にどんな支援者がいるのか、関係機関があるのか、可能な限り現場に出向き把握したい。さらに担当者と顔の見える関係づくりを進め、支援者一人一人の得意な支援の分野・分担を知り、コーディネートに生かしたい。

◇ 学校の支援マップを作る

地域の連携先すべてを把握しておくことは困難である。地域の特別支援教育コーディネーターの連絡会や、特別支援教育の担任者会などの場で情報交換を行い、幼児児童生徒を中心とした「支援マップ」を作るとよい。

◇ 子どもの学校の外での姿を知る

保護者に同行して療育場面を参観したり、放課後の学習塾や社会体育、余暇活動の場面を実際に見たりすることも心がけ、子どもの姿を多角的にとらえていきたい。

◇ 学校としてのスタンスを明らかにする

「学校ではこんな方針で支援しているが、この部分についてはこの分野の専門家に相談したい」等と、相談するスタンスを明らかにして連携を進めたい。

◇ 客観的な資料の準備をする

聞き取りや観察だけでは幼児児童生徒の実態把握は難しい。連携に先立って心理検査等に基づいた「基本的な理解力」「認知の特性」などの客観的な資料を準備しておきたい。

◇ 支援の方向を相談する

支援の方向がはっきりしない時は、特別支援学校や障害者総合支援センターに相談をすれば、「どこに連絡すればよいのか」ということも含め具体的なアドバイスをもらうこともできる。

コラム 個人情報の保護

支援会議などで話題になる内容には、病名や既往歴、家族関係や経済状況などプライバシーにかかわる内容があるため、幼児児童生徒の個人情報をどこまで伝えていくかを慎重に判断し、関係機関に伝える際には、事前に保護者や学校長の承諾を得ることが必要である。

さらに、関係者間では、守秘義務について確認する資料の紛失による情報の漏洩がないように書類の保管や取り扱いに注意をすること、必要によってはパソコンで作成した個人情報にかかわるデータを消去したり、会議で使用了書類を回収したりなど細心の注意を払いたい。

また、学級担任が医師と懇談を希望する場合は、保護者の同意を得て懇談に同席するのが原則である。医療機関から情報をもらう場合も、保護者や医師の承諾を得る必要がある。

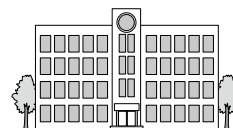
(2) 小中学校等と連携する主な関係機関

特別支援学校

特別支援学校では、その専門性を生かし、幼稚園・保育所、小学校・中学校、高等学校等の特別支援教育についての校内体制づくりへの支援を行っている。幼児児童生徒の理解や指導方法に関する相談の窓口として、特別支援学校の「教育相談」を利用することができる。

〈主な支援内容〉

- 支援会議に参加しながら、それぞれの障害に応じた対応の仕方、具体的な支援の方法などについて、本人や保護者、学級担任との相談や提案
- 幼児児童生徒についての行動観察や心理検査などの実施
- 特別支援教育に関し、職員間の共通理解を図るための職員研修会への協力
- 「個別の指導計画」の作成にかかわっての具体的なアドバイス
- 様々な教材・教具、補助具の紹介
- 体験学習の実施



障害者総合支援センター

長野県の10の圏域（佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曽、松本、大北、長野、北信）には、それぞれに中心となる障害者総合支援センターが置かれ、さらに細かなサテライトとなる支援センターが置かれている場合もある。

福祉の分野に関する相談の他、療育や就労に向けた相談に応じてもらうことができる。また、そこから関係する機関（事業所）を紹介される場合も多い。

〈主な支援内容〉

- 障害のあるなしにかかわらず、支援を必要としている幼児児童生徒が安心して地域で生活できるように、幼稚園・保育所、小中学校等にかかわることや、家庭での生活も含めて様々な相談ができる。
- 相談した内容に基づき、地域の関連機関と連絡・調整しながら具体的な支援の方向を検討し、幼児児童生徒の実態に応じた支援を受けることができる。
- 療育コーディネーターや生活支援ワーカー、就業支援ワーカーなどの専門職員によって、それぞれのケースに応じてより適切な支援を受けることができる。
 - 〔療育コーディネーター〕
 - ・ 幼保小中高等学校などや家庭での生活についての幅広い相談
 - ・ 学校や医療機関などの関係機関との連絡・調整、保健・福祉サービスの利用についてのアドバイス
 - 〔生活支援ワーカー〕
 - ・ 生活習慣や健康管理など日常生活にかかわることや生活設計に関するアドバイス
 - 〔就業支援ワーカー〕
 - ・ 関係機関と連携し、就労に向けた準備、求職活動、職場定着に関する支援
- その他の事業の例
 - 〔移動支援〕
 - ・ 一人での外出が困難な場合、買い物や余暇にかかわる外出等に付き添う支援
 - 〔福祉有償運送〕
 - ・ 円滑に外出できるようにするための移動支援



医療機関

〈主な支援内容〉

- 幼児児童生徒の障害や実態に応じて、医療面からの専門的なアドバイスを受けることができる。
- 医療機関では心理療法や作業療法が行われることもあり、その方法や考え方から生活や学習面での支援の在り方を考えていく手がかりを得ることができる。
- 自立活動におけるリハビリテーション専門職との連携（平成 21 年度現在）
〔O T (Occupational Therapist 作業療法士)〕
 - ・身体や精神に障害のある人に対して主体的な生活ができるよう、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動（手工芸や日常生活動作などを用いた活動）を用いて治療・指導・援助を行う。
 - ・落ち着きがない、触れられることや大きな音が苦手、痛みを感じにくい、歩き方がぎこちない、不器用などの困難さについて支援のヒントが得られる。〔P T (Physical Therapist 理学療法士)〕
 - ・基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動訓練や指導をしたり、マッサージなどの刺激を与えたりする。
 - ・歩き方や移動の仕方などの困難さについて、体の動かし方やかかわり方についてヒントが得られる。〔S T (Speech Therapist 言語聴覚士)〕
 - ・音声、構音、言語、聴覚機能の状態の検査や、それらを基にした訓練や指導を行う。
 - ・会話が聞き取りにくい、思うように話せない、なかなか言葉を覚えない、文字の読み間違いがあるなどの困難さについて支援のヒントが得られる。



自閉症・発達障害支援センター（長野県精神保健福祉センター内）中南信出張所（子ども病院内）に設置

（平成 21 年度現在）

〈主な支援内容〉

- 自閉症をはじめとする発達障害の療育相談や、研修・普及啓発活動を実施している。
- 理解や支援が得られるよう、県内のどこの地域でも関係機関と連携を図りながら支援活動を行っている。
（相談は電話による予約制）

その他の関係機関（平成 21 年度現在）

〔教育関係機関〕

- ・長野県教育委員会（特別支援教育課）
- ・市町村教育委員会
- ・教育事務所
- ・長野県総合教育センター（生徒指導・特別支援教育部）等

〔就労関係機関〕

- ・ハローワーク
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・長野障害者職業センター 等

〔社会福祉機関〕

- ・市町村福祉課（子ども課等）
- ・児童相談所
- ・保健福祉事務所
- ・社会福祉協議会（各市町村） 等

〔その他の社会福祉施設〕

- ・障害福祉サービス事業所（自立訓練、就労移行支援、児童デイサービス、ケアホーム等）
- ・旧法施設（入所授産施設、通所授産施設、入所更正施設、通所更正施設 等）
- ・児童館

〔その他〕

- ・習い事
- ・学習塾
- ・社会体育 等

(3) 福祉関係機関との連携(手帳制度など)

幼児児童生徒が種々の福祉サービスを受ける際、手帳制度を利用する場合がある。

この手帳には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳があり、それぞれ障害の程度により幾つかの等級に分けられている。

手帳を取得すると、その等級によって国や地方自治体が定める福祉制度(特別児童扶養手当の支給等)、交通機関(電車、バス、飛行機など)運賃の割引等、様々な福祉施策を利用することができる。

手帳の取得にあたっては保護者の心情に十分配慮し、福祉関係機関と相談しながら進めていく必要がある。

手帳の種類(参考) 平成 21 年度現在

① 身体障害者手帳

内 容	身体障害者手帳は、身体に障害のある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。なお、身体障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機などの交通機関を割引で利用する場合等にも利用できます。手帳は、障害の程度によって、1 級～6 級までに区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障害者、肢体不自由者(上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障害者)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障害がある。
窓 口	市福祉事務所、町村障害福祉担当課
手 続 き	交付申請書、指定医師による診断書・意見書、写真(縦 4 cm × 横 3 cm 正面脱帽)を窓口に提出します。

② 療育手帳

内 容	療育手帳は、知的障害者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を取得したことにより様々な福祉施策を受けやすくすることを目的としたものです。なお、知的障害者福祉法による援護以外にも、電車、バス、飛行機(国内線に限る)などの交通機関を割引料金で利用する場合等にも利用できます。障害の程度によって、A 1、A 2、B 1、B 2 に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害と判定された者
窓 口	児童相談所、知的障害者更生相談所、市町村障害福祉担当課
手 続 き	交付申請書、写真(縦 4 cm × 横 3 cm 正面脱帽)を窓口に提出します。

③ 精神障害者保健福祉手帳

内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害を持つ方が様々な福祉的施策を受けやすくなることを目的としたものです。障害の程度によって、1 級、2 級、3 級に区分されます。
交付対象	精神疾患を有する者(知的障害者を除く)のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者
窓 口	市町村
手 続 き	申請書、医師の診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し等、写真(縦 4cm × 横 3cm 正面脱帽)を窓口に提出します。

〈参考文献〉

長野県公式 HP 社会部障害福祉課 「障害者自立支援のしおり」(平成 21 年度版)

(4) 支援会議の実際

支援会議は、幼児児童生徒の特別な教育的ニーズに対して、保護者や学級担任等の開催要請に基づき、関係者（保護者、学校関係者、関係機関等）が一堂に会し協議する場である。

この会議では、個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、現状や支援の状況を共通認識し、参加者が同じ目線に立ってそれぞれの立場から意見を出し合いながら、支援目標を設定して、支援が可能なこと・困難なことを検討・調整・分担し、より具体的な対応策を要請者に提示したい。

また、支援会議は一度の会議で終わらず一定期間をおいて再び支援会議を開き、支援の評価・見直しを行い、再度支援計画を作成していくことが重要である。（PDCA サイクル）

支援会議の手順（例）

① 支援会議を要請する前に

まず校内委員会等で相談をし、支援会議開催の必要性の有無について検討する。このとき管理職への相談・報告も忘れずに行う。

〈支援会議開催の必要性が認められたら〉

② 要請内容の確認

特別支援教育コーディネーターが、要請者（保護者や学級担任等）に支援会議での要請内容（課題）を確認し、会議の柱（主訴）を絞り込む。この時、要請者の思いに十分耳を傾けることを大切にしたい。

いくつも課題がある場合には、優先順位をつけ2～3に絞り込み、「支援会議提案シート」の【要請内容の概要】欄に記入する。

③ 支援会議参加者のリストアップと要請者への確認

要請に応じてほしい支援会議参加者を、特別支援教育コーディネーターが「個別の教育支援計画」や「支援マップ」を基にリストアップし、要請者に確認の上「支援会議提案シート」の【参加予定者】欄に記入する。

〈支援会議が2回目以降の場合等〉

〈初めての支援会議の場合等〉

④ 「支援会議提案シート」の送付と提案記入後の回収

「支援会議提案シート」を、参加予定者に送付し、【要請に対する支援会議参加者の提案の概要】の欄に提案を記入してもらい、会議期日前までに返送してもらう。

○ 実態の共通理解のために

参加予定者のもつ該当幼児児童生徒の情報が不十分な場合は、「支援会議提案シート」とともにプレ支援シートを送付し、事前に実態を把握した上で提案を記入してもらうとよい。

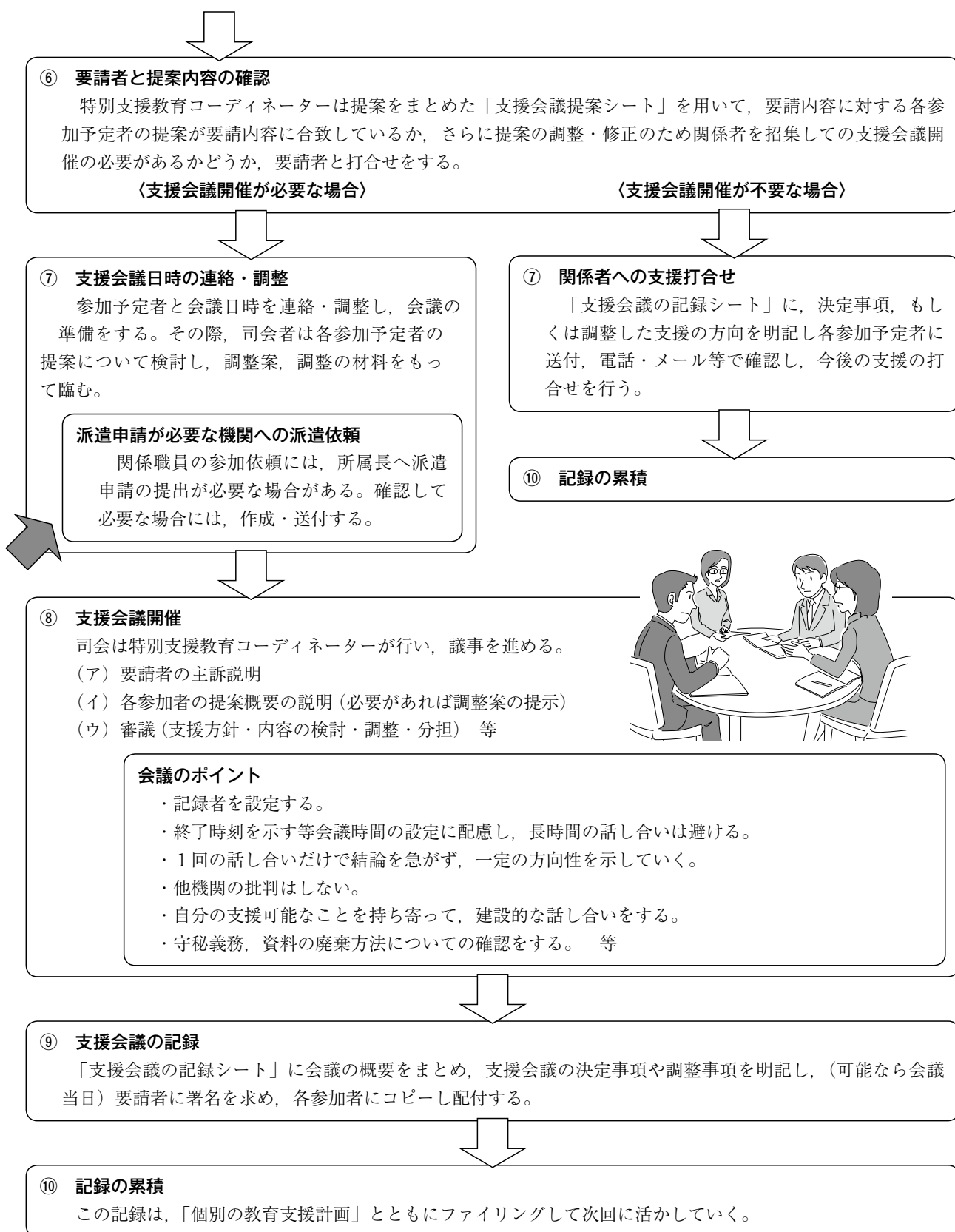
「実態の共通理解シート」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を用いてもよい。

会議の前に共通理解しておきたい情報

- ・ 本人、保護者の願いや希望
- ・ 家族構成、生育歴
- ・ 障害の様子、学習・生活の様子、対人関係
- ・ これまで課題に対して取り組んできたこと
- ・ 今後学校として取り組んでいきたい方向 等

⑤ 「支援会議提案シート」の提案内容のまとめ

回収した各参加予定者の提案を、1枚の「支援会議提案シート」にまとめる。



ここに示した手順は効果的な支援会議開催のための一例である。しかし、要請内容の緊急度が高く、早期に会議を開催する必要がある場合等は、この手順によらず、③で参加者をリストアップした後、⑦の日時の調整を行い、⑧の支援会議開催となる場合（➡）も考えられる。

〔資料〕「支援会議提案シート」(例)

〔〇〇部 〇年 〇組 〇〇生〕支援会議提案シート	
【要請者】保護者（母）	【依頼期日】平成〇〇年 〇月〇日
【要請内容の概要（優先順位）】 ① 春の現場実習で、本生が興味関心をもって取り組めるような具体的な作業種の検討と実習日課の検討 ② 学校生活から現場実習先への送迎方法、また、夕方家庭へ戻ってからの余暇活動も含めた過ごし方について検討	
【要請者の願い】 ○ まず本人が、作業所に通うという日課が分かり、安定し、 ○ 送迎方法や帰宅後の夕方の生活の仕方も具体的にしてほしい 【要請に対する支援会議参加者の提案の概要】 【参加予定者】 〇〇支援センター 支援員〇〇さん 【参加予定者】 〇〇デイサービス 【参加予定者】 〇〇作業所 指導員〇〇さん 【参加予定者】 【要請内容の概要】，【要請者の願い】，【担任の提案の概要】の欄に記入します。 ↓ 参加予定者へ送付し，【要請に対する支援会議参加予定者の提案の概要】欄に提案を記入し，会議までに返送していただくよう依頼します。 ↓ 回収した提案の概要をまとめ，提案シートを作成します。 支援会議参加者は例	
【担任の提案の概要】 ① 学校生活を，写真等の視覚支援カードを用いて作業所の日課にし，慣れておく。 ② 卒業後の作業所への通勤を見通し，福祉バスを利用したい。	

〔資料〕「支援会議の記録シート」(例)

支援会議の記録シート	
【日時】 ○○年 ○月 ○日 (○) ○時○○分 ～ ○時○○分	
【会場】 於 本校 会議室	
【参加者】 デイサービス指導員 支援センター支援員 作業所指導員 保護者 学校担任 特別支援教育コーディネーター	
【主訴】 ① 春の現場実習で、本生が興味・関心をもって取り組めるような具体的な作業種の検討と実習日課の検討 ② 学校生活から現場実習先への送迎方法、余暇利用についての検討	特別支援教育コーディネーターが司会をします。
	↓ 資料をもとに要請者（担任）が主訴を説明します。
	↓ 説明をもとに、質疑応答を行い、現状について共通理解します。
	↓
【記録】 ※協議内容を具体的に記録する。 ① ②	重点となる支援、支援方針を協議します。
	↓ 支援方針に基づいて、参加者からの支援内容提案の説明や、役割分担、スケジュールや留意点について話し合います。
	↓ 支援の方針、支援内容（誰が、何を、いつまでに等）を要請者と確認し、了解を得ます。次回の会議期日を確認します。
	↓
【決定事項】 ① 学校:実習に合わせた日課に慣れるように2週間前から学校生活の流れを変更していく。 写真カードを用いて、活動の見通しが持てるようにしておく。 ○○作業所:事前に学校での作業の様子を参観して、有効な支援情報を収集しておく。 ② ○○支援センター:朝の送迎は、福祉バスを依頼しておく。 作業所からの帰宅は、水曜日は、タイムケア「○○」へ送る。	
【要請者署名】 ○○○○	【次回の予定】 ○月 ○日 (○)

〔資料〕「支援会議メンバーの派遣申請」(例)

文書番号〇〇
〇〇年 〇月 〇日

〇〇〇〇 所長
〇〇〇〇 様

〇〇〇〇学校長 〇〇〇〇

職印

支援会議に伴う職員の派遣について (依頼)

日ごろより、本校の教育に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび本校在籍児童 (生徒) の支援会議を下記のように実施いたします。
つきましては、貴職下関係職員 〇〇〇〇 様の支援会議への派遣をお願い申し上げます。

記

- 1 対象児童 (生徒) 中学部〇年 〇〇〇〇
- 2 目 的 ① 春の現場実習の1日の生活の流れと、作業内容について
② 実習終了後の余暇利用について
- 3 日 時 平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇時 ～ 〇時
- 4 場 所 本校 会議室
- 5 参加者予定者 デイサービス指導員 支援センター支援員 〇〇作業所指導員
保護者 学校担任 特別支援教育コーディネーター

問い合わせ先

〇〇〇〇学校

学校長 〇〇〇〇 担当 〇〇〇〇

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

コラム 各市町村行政、医療、福祉等支援関係機関との連携の実際

ある圏域の「地域障害福祉自立支援協議会」の連携の具体を紹介する。この協議会は、「市町村事務担当者部会」「在宅支援部会」「日中活動支援部会」「療育部会」「就労支援部会」の5つの部会で構成されている。障害者支援について何らかの課題があれば、各部会で同じ課題を同方向で話し合い、情報交換することで、支援の差をなくし、圏域の障害者支援をスムーズに行えるようにしている。また、この圏域の特別支援学校は、この中の「療育部会」に代表者が参加し、地域の行政・福祉・医療等の支援関係機関と横並びで、障害のある児童生徒にとってよりよい支援環境を整えようと取り組んでいる。

5 一人一人の特別な教育的ニーズに応じた就学相談

(1) 就学相談の基本的立場

就学相談は、「その子の障害の状態、発達段階及び特性等に応じてよりよい環境を整えることで、可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加しようとする姿を育てること」をねらいとして、行なわれる。



そこで、就学相談は、「その子の教育的ニーズを見極めて最もふさわしい教育を見出す」「適切な就学の場の判断を行なう」という2つの大きな役割を担う。

そのため、早期から相談・支援を積み重ねることが大事になってくる。保護者も含めて十分に相談を行い、その結果として就学先が判断されていくようにしたい。

(2) それぞれのライフステージにおける就学相談

① 支援開始時期からの相談・支援 ～乳幼児期から幼稚園・保育所へ～

この時期の相談は、乳幼児健診や幼稚園・保育所において、保護者と関係者が、子どもの様子を共有するところから始まる。

相談・支援を行なう関係者は、直接、子どもの様子を観察し、かわり、保護者や保育士からも聞き取りをする中で、その子の状態を把握する。そこでは、保護者もできるだけ同席し、ともに、その子の様子を見、情報を聞き、その子の立場に立って話し合うことが大切である。また、必要に応じて、より多角的、客観的に



つかむことができる発達検査等を行っての情報提供を行うことも考えられる。子どもの姿を共有することをきっかけとして、保護者が、我が子の特徴や必要な支援について気づき、理解することにつながる。

しかし、保護者が、我が子について特別な支援の必要な子であることに気づいていく過程では、大きな不安やショックが伴う。そこで、関係者は、保護者の抱えている不安や思いを十分に受け止め、寄り添いながら相談を重ねることが大切になる。

② 就学相談・支援へ ～幼稚園・保育所から小学校入学まで～

早期からの相談を、就学相談へつなげるには、医療・保健・福祉（療育コーディネーター等）等の関係機関との連携を、教育（市町村教育委員会や、該当の小学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター）との連携に広げていくことが大切になる。また、この時期から相談チームが形成されていることも効果的である。中心となる支援者は、地域の実情、保護者の心情等を考慮しながら、関係者の十分な理解が得られるようにする。

③ 就学相談・支援 ～小学校入学後～

小学校は、校内就学相談（指導）委員会（以下、就学相談委員会と言う）や校内委員会を整備し、就学後においても保護者との信頼関係を保ちながら、相談を継続して行なえるようにする。

(3) 情報収集と情報提供

① 総合的な情報の収集と活用

教育上、特別な支援を必要とする児童生徒について、支援を行う場の決定や内容の決めだしなどが、総合的かつ慎重に行われるためには、教育学、医学、心理学等の観点からの情報収集が不可欠である。相談に当たる関係者間で収集した情報を共有する際は、基本的には、保護者の同意を得てから行うように配慮する。

② 適切な就学判断を行うために必要な情報

児童生徒にかかわること	家族にかかわること
・ 生育歴（胎児期・出産時の状態、乳児期・幼児期・児童期の成長の様子等） ・ 受診歴（診断・検査結果等） ・ 心理検査の結果 ・ 行動観察	・ 家族構成 ・ 父母の教育的関心 ・ 家庭状況（親子関係、兄弟関係 等）

③ 保護者への情報提供と教育相談

適切な就学が行われるには、保護者に的確な情報を提供することが大切である。情報提供を行うに当たっては、その子の実態把握を十分に行った上で、まずは、保護者の悩みや葛藤を共感的に受け止める。その上で、相談担当者は、幅広い知識や経験を基に、子どもの能力を最大限伸長させるために、どのような場でどのような教育的支援ができそうかというように、具体的な例を保護者が選択しやすいように提示する。

(4) 就学相談委員会の機能と役割

① 校内就学相談委員会

ア 特別支援学級に在籍または通級指導教室対象の児童生徒について

既に入級、通級をしている児童生徒の学校への適応状態や、障害の状態の改善などの様子を的確に把握し、状態に応じて、弾力的かつ機動的に適切な支援内容や方法の変更や対応を検討する。

特に、定期的に支援方法の見直しを行うとともに、小学校6年生の早いうちに小学校卒業後に向け、移行支援も含めた相談の機会を設け、就学の場の判断については、市町村就学相談委員会の再判断を仰ぐことが望ましい。

イ 就学後、新たに特別な支援が必要とされた児童生徒について

校内委員会と連携しながら、より適切な支援内容を検討する。就学の場を判断するに当たっては、市町村教育委員会が設置する就学相談委員会の意見を仰ぐことが望ましい。

② 市町村就学相談委員会

就学相談は、市町村が行うべき自治事務であり、それぞれ市町村の教育委員会が就学相談委員会を設置し、調査・相談を行っている。

また、学校教育法施行令第18条の2（平成19年4月）において、障害のある児童生徒の就学先の決定に際して、保護者からの意見聴取が義務づけられた。市町村就学相談委員会は、専門家（教育学、医学、心理学、その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者）の意見に、保護者からの意見を加え、適切な就学について総合的に判断を行う。

③ 県就学相談委員会

県は、専門的立場から調査・相談を行う機関として「長野県就学相談委員会」を設置している。市町村の就学相談委員会で判断が困難な場合には、所轄教育事務所経由で県教育委員会へ就学相談を依頼する。

(5) 就学基準と就学相談の進め方（年間計画の作成）

就学相談に関係する支援者は、就学基準や手続きに関する年間予定などの情報を理解した上で、就学相談を進めることが必要である。

(6) これからの就学相談の在り方

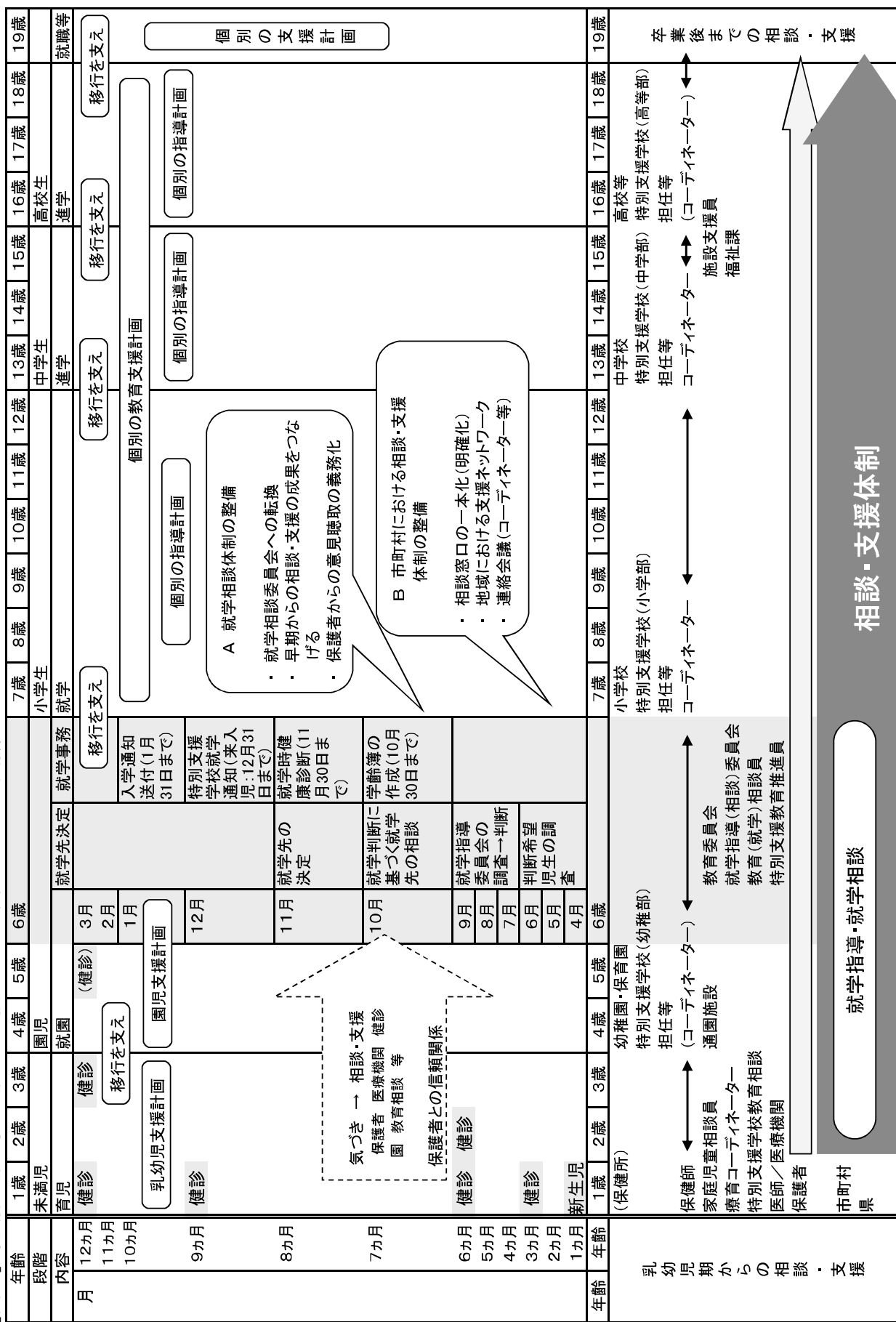
今回、幼稚園だけでなく保育所についても、保育所保育指針（平成 21 年 4 月）により、障害のある子どもに対しては、支援のための計画を個別に作成して支援するなど、適切な対応を図るようにすることが示された。

また、障害のある幼児にかかわっては、「特別支援教育の更なる充実に向けて ― 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 ―」（審議の中間取りまとめ）（平成 21 年 2 月）で、「就学前の段階から義務教育への移行期（就学移行期）においては、市町村教育委員会が中心となって、就学移行期の個別の教育支援計画を作成・活用し、それを就学後または就学先の学校へ引き継いでいくことが適当である」と方向が示されている。

【資料】特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	① 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ② 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難である程度のもの	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由者	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症者	学校教育法施行令第22条の3の表知的障害の項に達しない程度の障害を併せ有する場合、障害の状態に応じて特別支援学級（知的障害）における教育を受けることについて検討	① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	① 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者		② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力の特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	学校教育法施行令第22条の3による	平成14年5月27日付文科発第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」、平成14年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」及び平成18年7月同「就学指導資料（補遺）」による	

【資料】乳幼児期・学齢期・卒業後までの一貫した相談・支援



〈平成 21 年度 長野県教育委員会特別支援教育課〉

6 支援をつなぐ連携を目指して

～就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校等へ～



(1) 幼稚園・保育所から小学校への就学

① 幼稚園・保育所と小学校の連携

- 特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターは、保育所訪問と情報交換支援の必要な子どもに十分な配慮ができるよう、早い段階からていねいに対応をしていく。

〈情報交換のポイント〉

- ・園の生活が少し落ち着いたころ（5月前後）に、挨拶もかねて第1回目の訪問をする。
- ・現時点で特別な配慮を要する子どもについて様子を伝えてもらい、その子の特性や実施されている支援内容について話を聞く。
- ・必要に応じて特別支援教育コーディネーター等の係が子どもへの支援の在り方について相談に応じる。
- ・進学に対する保護者の不安や悩みに対して、小学校が相談の窓口を用意していることを伝える。

- 校内の来入児係と特別支援教育係の協力（役割分担）

来入児係は事務的な手続きを進めることが主であり、発達に関する支援についての個別的な対応は特別支援教育関係の係が専門性をもって担う方がよい。学級編制を行う上で配慮する点もある場合が考えられるため、係間の連携は必要である。幼稚園・保育所に対して学校の窓口が2つになるが、その役割分担をはっきりと伝えておけば問題はない。

- 市町村就学相談（指導）委員会や保育所への巡回支援チームとの連携

調査員や委員は継続的な観察をしていたり、保護者との面談を行っていたりするので、必要であれば参考意見をもらう。

- 年間複数回の訪問・連絡会

幼児の発達は少しの期間で大きな伸びが見られることがある。実態把握のために十分な回数の訪問を行い、就学後の配慮点などに見通しをもつことが大切である。



② 来入児の保護者と小学校との連携

- 特別支援教育コーディネーター等が中心となって、保護者と面接（教育相談を含む）の機会を設け、スムーズな移行ができるように配慮する。
- 体験入学や学校行事、授業参観等の機会を案内し、学校教育における特別支援教育の実際を見てもらい、就学後に受けられる具体的な支援について見通しがもてるようにする。

③ 支援に必要な情報の受け渡しのポイント（幼稚園・保育所から小学校）

- 指導経過・支援内容などを記載した「プレ支援シート」や保育所の指導資料を活用する。
保護者の理解を得て、「プレ支援シート」の作成を保育所に依頼し、支援情報を共有する。また、保育所保育指針に沿って作成される個別の計画も貴重な資料となるので、保護者の理解を得て、引き継げるように保育所に依頼するとよい。

関係する職員の異動があっても情報がきちんと伝わるよう、来入児係を通して新担任に手渡す。教育相談等で扱われた保護者の希望についても、資料として引き継ぎができるようにする。

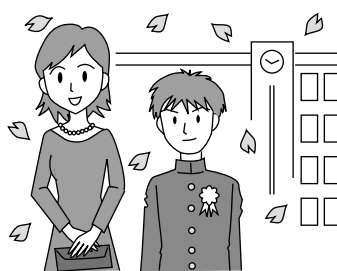
(2) 小学校から中学校（中学部）への進学

① 適切な就学を実現するための準備

- 小学校と中学校または中学部（以下、中学校）の特別支援教育コーディネーター同士

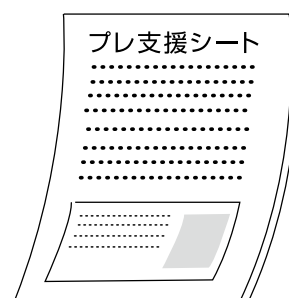
が情報交換をするなかで、中学校で工夫できる支援・配慮を検討する。

- 小中連絡会の内容に位置付ける。
- 小学校の就学相談の場で、保護者に小学校と中学校の支援が連続的に実施されることを伝える場を設ける。
- 中学校の学校参観や体験入学について案内・調整をしていく。
- 中学校でも体験入学や参観後に教育相談を実施し、保護者や児童が具体的に中学校の生活に見通しをもって進学できるようにする。



② 発達の遅れ、アンバランスが疑われる児童への支援

- 小学校の通常の学級において、知的発達が境界線域であったり、発達障害が疑われたりする児童が担任の配慮により何とか学習に取り組んでいる例は多い。そのような場合、要支援という形で詳細な指導情報を中学校へ引き継ぐ必要があるかどうかの判断に迷うことも多いため、指導情報が引き継がれないケースもある。しかし、その児童らが中学校へ入学すると支援や配慮が不要になるということは考えにくく、中学校生活での困難が予想される。このような児童についても「プレ支援シート」を作成するなどして、中学校への支援の移行を配慮する。



③ 支援に必要な情報の受け渡しのポイント

- 保護者の了解を得て、小学校で作成した「個別の指導計画」やその中から特に必要な支援の情報をまとめた「プレ支援シート」などの資料を中学校へ引き継ぐ。中学校入学後、一学期半ばの5月下旬～6月上旬に、小・中学校の学級担任や保護者を交えて支援会議を開くことで、新しい環境の中で発生したつまずきについて対応のヒントが得られることがある。

コラム 「プレ支援シート」とは

次の段階への移行場面で、これまでの安定した環境（人・もの・活動など）が大きく変わることに伴い緊張や混乱を伴ったスタートになることがあります。進路先の段階でのつまずきをできるだけ取り除き、本人のよさが発揮できるようにするため、必要な支援を確実に引き継ぐためのツールとして「プレ支援シート」があります。個別の教育支援計画の一部でもあるこのシートは新しい環境に合わせた支援を考えていくための手がかりやヒントとして不可欠な情報です。

（3）中学校から高等学校等への進学

① 適切な就学を実現するための準備 — 「学習の遅れ」や「集団不適応」への配慮点 —

- 学習の遅れは、知的発達の遅れによるもの、学習障害によるもの、生活環境によるものなどがあり、これらが複合している場合や見極めが難しい場合がある。学習面のつまずきが気になる生徒がいたら、できるだけ早い時期に WISC - Ⅲ等の知能検査等で多角的にアセスメントを実施する。高等学校での学校生活では、正しい自己理解によって学習法を知ることと、周囲から適切な支援を得ることが不可欠になる。自己理解については中学校の進路指導の段階から扱うことや、周囲の支援の工夫について高等学校へ引き継ぐことが望ましい。
- 集団不適応については、高校へ進学して改善される場合もあるし、中



途退学につながる場合もある。障害の特性で言語理解の乏しさから対人関係がうまくもてなかったり、自分の適性について悩んだりする姿もある。発達障害やその疑いのある生徒には、学校生活を支援する体制を高等学校でも確実に引き継いで準備していくことが大切である。

② 支援のための連携

中学校段階では、本人、保護者、担任、進路指導係、特別支援教育コーディネーター、特別支援学校の教育相談担当者との連携が必要となる。

具体的な支援の引き継ぎを行っていくためには、中学校の特別支援教育コーディネーターが主体となってプレ支援シートをもとに、高等学校の特別支援教育コーディネーターと話し合いの場をもつようにする。また、移行支援を確実にしていくために3、4月の中高連絡会だけではなく、入学後の学校生活でのつまずきに対してもケアできる場があることがのぞましい。その機会として一学期中に行われる中高教頭連絡会が有効である。このほかの時期でも、各地域で開催している特別支援教育コーディネーター連絡会に高等学校の特別支援教育コーディネーターの出席を呼びかけることで情報交換の場を増やすことが可能である。

〈中学校から高等学校へ進学した事例〉

- ・ 中学校の担任から、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが相談を引き継ぎ、高等学校へのつなぎをした。高等学校では、特別支援学校のアドバイスの中から、本人の「理解に時間がかかる」という特徴を理解し、補習授業等、できるところでの個別の対応をしながら、単位が修得できるように配慮した。また、その対応を保護者に伝えていくことで保護者の不安の軽減にもつながった。

高等学校で学ぶ発達障害のある生徒を支援していく上では、専門家との連携が大切になる。スクールカウンセラーのほか、各圏域の障害者総合支援センターも貴重な支援者として活用したい。

③ 支援に必要な情報の受け渡し

幼稚園・保育所、小学校・中学校のところでも扱ってあるが、「プレ支援シート」は高等学校や高等部への進学時にも必要である。実際に、合格者について独自のプレ支援シートを中学校に送り、情報提供を依頼している高等学校もある。高等学校から依頼がなくとも、中学校の段階で支援を受けてきた生徒については、本人と保護者の了解を得た上で、プレ支援シート等（次ページ参照）を引き継ぐことが望まれる。



〈記入例〉

プレ支援シート（小→中，中→高 用）

※ほかに「幼・保→小」用あり

記入者所属・氏名：

記入日：平成 年 月 日

〔 〇〇小 〕 学校 ⇒ 〔 〇〇中 〕 学校	
ふりがな	性別
氏 名	男・女
生年月日：	現在かかっている医療機関（あれば） 医院・病
	つまずきの状況（診断名あれば） 学習障害の疑い
本人の特徴（性格、行動、得意なこと など）	
○普段は明るく元気である。社会の歴史が好きで時代劇の漫画をたくさん読み、とても詳しい。 ○本人の誤った行動に対して友達から強く言われると、大きな声を出したり時に手を出したりすることがある。 ○授業中にぐったりと机に伏せるときがある。授業の内容が分からない時にこうした行動を取るが多い。	
本人の願い	保護者の願い
友だちと仲良く勉強したい。	通常の学級で友だちと仲良く学習したり部活動を楽しんだりしてほしい。
これまでの取り組み	今後必要と思われる支援（記入項目にチェック）
学習の支援	☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☒ 書く ☐ 計算 ☐ 推論する ☐ 運動 ☒ その他（自己選択） ① 読書感想文や行事の作文を自分だけで構想し書き進めることが難しい。 → 本人との会話の中で、ポイントとなる言葉を付箋にメモし、それを並び変えながら文の組み立てを一緒に考えた。 ② 文章を読むときに、区切る場所がわからなくなってしまいがち。 → 文章の区切りごとに赤鉛筆で斜線を引いた。比較的スムーズに読むことができ、内容も自分で理解できるようだ。
行動の支援	☐ 声かけ（指示） ☐ 集中 ☐ こだわり ☐ 忘れ物 ☐ 当番活動 ☐ 感情の制御 ☒ 教室の移動 ☐ その他（ ） ① 集団全体に向けた指示や注意、二段階・三段階にわたる指示などについては、それに従って行動することは難しい。 → 指示内容は一つだけにし、それができたら次の指示を出すと、行動に移すことができる。
対人関係の支援	☐ 人への関心 ☐ 相手の気持ちの理解 ☐ 言葉でのやりとり ☐ グループ活動 ☒ その他（周囲の友だちの理解） ① 友だちから「〇〇しちゃいけない」「□□はだめ」のように注意されると、かっとなりやすい。 → 「〇〇はしないきまりだね」「△△しよう」のように、落ち着いた口調で指摘すると、友だちからの助言も受け入れやすい。 ② 障害についてはお家の方も理解し、本人も得意・苦手という内容で自己理解をしている。学級の生徒に知らせることは本人・保護者共に、了解している。協力的である。 → 入学後、学級集団の人権感覚を育みながら、家庭や関係機関とも相談し、本人の特性や望ましい対応の具体について学級の生徒に話す段取りを綿密に検討・計画し、協力が得られるようにしたい。

保護者に対して、プレ支援シートで次の学校に申し送りできることを伝えておく。

プレ支援シート A（幼・保→小 用）

記入者所属・氏名：

記入日：平成 年 月 日

〔 〕幼稚園・保育所 ⇒ 〔 〕小学校	
ふりがな	現在かかっている医療機関（ある場合）
氏 名	医院・病院 先生
	つまずきの状況 （診断名あれば）
本人の特徴（性格，行動，得意なこと など）	
保護者の願い	
これまでの取り組み	今後必要と思われる支援（記入項目にチェック）
身辺自立の支援	☐ 着替え ☐ 食事 ☐ 排せつ ☐ 片付け ☐ その他（ ）
行動の支援	☐ 声がけ（指示） ☐ 集中 ☐ こだわり ☐ 忘れ物 ☐ 当番活動 ☐ 感情の制御 ☐ 教室の移動 ☐ その他（ ）
対人関係の支援	☐ 人への関心 ☐ 相手の気持ちの理解 ☐ 言葉でのやりとり ☐ グループ活動 ☐ その他（ ）

プレ支援シート B (小→中 , 中→高 用)

記入者所属・氏名：

記入日：平成 年 月 日

〔 〕 学校 ⇒ 〔 〕 学校	
ふりがな	現在かかっている医療機関（ある場合）
氏 名	医院・病院 先生
	つまずきの状況 (診断名あれば)
本人の特徴（性格，行動，得意なこと など）	
本人の願い	保護者の願い
これまでの取り組み	今後必要と思われる支援（記入項目にチェック）
学習の支援	☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 書く ☐ 計算 ☐ 推論する ☐ 運動 ☐ その他（ ）
行動の支援	☐ 声がけ（指示） ☐ 集中 ☐ こだわり ☐ 忘れ物 ☐ 当番活動 ☐ 感情の制御 ☐ 教室の移動 ☐ その他（ ）
対人関係の支援	☐ 人への関心 ☐ 相手の気持ちの理解 ☐ 言葉でのやりとり ☐ グループ活動 ☐ その他（ ）

7 進路指導

(1) 進路指導とキャリア教育

従来の進路指導が「進路決定の指導」や、「生徒一人一人の適性と進路や職業・職種との適合を主眼とした指導」が中心であったことを見直し、今回の改訂に当たっては、児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育が位置付けられた。

平成20年1月、中央教育審議会の答申において、「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」の中で、キャリア教育の推進について示されている。特別支援教育の課題として「障害者の自立と社会参加を促進するため、企業や労働関係機関等との連携を図った職業教育や進路指導の一層の改善が求められている」を挙げ、「進路指導に当たっては、関係機関との連携を図りながら、生徒が自分に合った進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの進路指導を充実する」等と方向付けられた。

そこで、今回、小学校・中学校学習指導要領総則解説、高等学校学習指導要領総則において、キャリア教育の位置付けや推進について明記された。また、同様に特別支援学校学習指導要領改訂においても、小中学校等の教育課程に準じた改善を図るとともに、「自立と社会参加に向けた職業教育の充実」の方針を

示し、特別支援学校小・中学部の学習指導要領総則解説や高等部学習指導要領総則に明記されている。

キャリア教育については、平成16年の「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（文部科学省）」中で、「進路指導の取組（または職業教育）は、キャリア教育の中核」をなすものであると明示されている。さらに、「キャリア教育は、一人一人のキャリア発達や個としての自立を促す観点から、従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革していくための理念と方向性を示すものであり、児童生徒の全人的な成長、発達を促す取組を積極的に進め、そのためには、各学校の教育課程編成の在り方を見直し、各領域の関連する諸活動を体系化して計画的、組織的に実施することが必要である」と、示されている。これは、キャリア教育の意義を踏まえて、教育課程の見直しや改善をするよう求めているものである。

キャリア教育を推進することは、自立と社会参加に向け、生きる力をはぐくむことを目指す特別支援教育の理念とも重なり、ノーマライゼーションや共生社会の実現に向けて不可欠である。そこで、進路指導については、キャリア教育の視点から見直し、「個別の指導計画」や「個別的教育支援計画」等を基に、学校内外と連携して、早期から卒業後を見通しながら、キャリア発達を支援することを求めているものである。

小・中学部総則等解説 1章第6節5（2）進路指導の充実

中学部における進路指導については、進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視することが重要である。進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

高等部総則第1章第4款 職業教育に関して配慮すべき事項（略） 第1章第2節第4款の5(6) 進路指導の充実

生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、校内の組織体制を整備し、教師間の相互の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

キャリアとは

- ・ 個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積
- ・ 「キャリア」は「個人」と「働くこと」との関係の上に成立する概念であり、個人がその職業生活、家庭生活、市民生活等の全生活の中で経験する様々な立場や役割を遂行する活動として幅広くとらえる。

キャリア教育とは

- ・ キャリアの概念に基づいて、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育」（端的には、「児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てる教育」）

(2) キャリア教育の推進のために

文部科学省は、「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き(平成18年)」において、「従来、進路指導を中心とする取組においては、発達課題の達成を支援する系統的な指導・援助といった意識や観点が希薄であったり、実践を通じた指導方法の蓄積が少なかつたりしたことなどから、取組が全体として脈絡や関連性に乏しく、多様な活動の寄せ集めになってしまいがちとなり、生徒の内面の変容や能力・態度の向上等に十分結びついていかないきらいがあった」と見返している。さらに「こうした課題を克服するためには、教育課程の改善が不可欠である」こと、「児童生徒のキャリア発達を支援する観点に立って、各領域の関連する諸活動を体系化し、計画的・組織的に実施することができるよう、各学校が連携を図りつつ、教育課程の編成の在り方を見直していく必要がある」とした。一例として、各学校段階において身に付けることが期待される能力・態度が、どの程度身に付いているか等、児童生徒の発達をみていく見取図を以下の視点から示した。

〔職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み(例)―職業的(進路)〕

発達にかかわる諸能力の育成の視点から)

人間関係形成能力	他者の個性を尊重し、自己の個性を発揮しながら、様々な人々とコミュニケーションを図り、協力・共同してものごとに取り組む。
情報活用能力	学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす。
将来設計能力	夢や希望をもって将来の生き方や生活を考え、社会の現実をふまえながら前向きに自己の将来を設計する。
意思決定能力	自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する。

また、知的障害のある幼児児童生徒の教育については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、「知的障害者の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究(平成20年3月)」において、上記枠組みに準じて作成した「知的障害のある児童生徒のキャリア発達段階・内容表(試案)」を例示している。ここでは、小学部(小学校)、中学部(中学校)、高等部(高等学校)における「キャリア発達の段階と発達課題」と、上記の4領域からみた各段階の「職業的(進路)発達に関わる諸能力」を、「育てたい力」として示してある。キャリア発達は生涯を通じて形成されるものであり、乳幼児期または成人期との連続性においてとらえる必要があることから、幼児の段階から高等部卒業後の生活を見通して各学部(学校)段階において、発達課題を踏まえて指導できるように、試案として示している。

(3) 各学校段階における進路指導

小中学校等においては「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み(例)―職業的(進路)発達にかかわる諸能力の育成の視点から」(以下「枠組み(例)」)、知的障害のある児童生徒の教育については、「知的障害のある児童生徒のキャリア発達段階・内容表(試案)」(以下「試案」)等を参考にするなどして、各学校で段階に応じて、教育課程全体を見返し、連携・協力を図りながらキャリア教育・進路指導を推進していくようにする必要がある。

以下、学習指導要領解説の要点も交えながら整理した。



① 小学校(小学部) 段階

「枠組み(例)」では、この段階の職業的(進路)発達課題を「夢や希望を描き、自分はこんな人間になりたいという自己イメージを獲得すること、そのため、自己及び他者への積極的関心を形成し発展させ、身の回りの仕事や環境に対する関心・意欲を向上させること、勤労を重んじ目

標に向かって努力することの大切さを、身をもって学んでいくこと」と示されている。遊びや家の手伝い、学校での係活動、清掃活動、勤労生産的な活動や地域での活動等の中で、自分の役割を果たそうとする意欲や態度をはぐくめるように、幼稚園や保育所、中学校等と連携する、職場見学や実態に応じて各種体験活動を設ける等して、発達を支援することが大切である。特に、この段階から、キャリア教育などを通じて学ぶ意義が実感できるように学習指導の一層の充実を図ることが大切であることに留意したい。

知的障害のある児童を教育する小学部（小学校）段階においては、就労の原型は「遊び」であると言われるように、まず、「遊び」がキャリア発達形成で重要となる。遊びを通して「～したい」という「目当て意識・活動意欲」がはぐくまれ、「表現力・コミュニケーション力」や「模倣する力」「道具を使う力」などが高められる。「試案」では、「幼児期から連続性をもって遊びを中心とした生活発達全体の促進を図るところから、遊びから目的が明確な活動へ、扱われる素材が身近なものから地域にある素材へ、援助を受けながらの活動から自主・自立的活動へ、と発展しながら全人的発達をとげる時期であり、働くことに夢や意欲を育くむ時期」とされている。これらを踏まえて実態に応じて生活単元学習に指導内容として位置付け、主体的な姿が発揮出来るように支援したい。

特別支援学校小学部段階においては、小学校学習指導要領に準じながら、個別の指導計画や個別の教育支援計画を基にして児童の興味関心や特性、将来への願いを受け止め、保護者とともに進路指導を進めていきたい。

② 中学校（中学部）段階

「枠組み（例）」では、中学校段階の発達課題を「生き方や進路に関する現実的な探索を積極的に行うことができるようになること。そのため、肯定的な自己理解や自己有用感を獲得し、興味関心や職業に関する基礎的な知識・理解等に基づく選択基準を形成すること、暫定的な進路計画を立案したり、主体的によりよい選択をしようとしたりする姿勢を身に付けること」とされている。これらを参考にしながら、教育課程実施に当たっては、「特別活動を中核としつつ、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験活動などの進路にかかわる啓発的な体験活動及び個別指導としての進路相談を通じて、生徒の入学時から各学年にわたり、学校の教育活動全体を通じ、系統的、発展的に行っていくようにする」「進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任の教師をはじめ、教師が相互に密接な連絡を取り、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる」「保護者の理解と協力が不可欠であり、保護者とともに進路指導を進めるようにするとともに、地域社会及び関係機関と連携して取り組む」（中学校学習指導要領総則第1章第4の2（4）解説）に、配慮して支援する。

また、知的障害のある生徒を教育する中学部（中学校）については、「試案」では、「職業生活に必要な自己及び他者理解（自らのよさや仲間のよさ）を深め、实际的な職業体験を通じて自らの適性に気付く、やりがいや充実感の体感を通して、職業の意義、価値を知ることを学ぶ時期であること。また、自己の判断による進路選択を経験する時期でもある」とされている。これらを踏まえ、実態に応じて生活単元学習や作業学習等に指導内容として位置付け、支援したい。

特別支援学校中学部（中学校）における進路指導においては、中学校学習指導要領に準ずるとともに、生徒の実態に応じて教育課程を見直しながら支援するようにする。実施する上では、個別の教育支援計画を活用して地域社会や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図って取り組むようにする、生徒が主体的に進路を選択できるように、労働関係機関等と連携を図り、生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにする、などに配慮する必要がある。

中学部（中学校）卒業後の進路先は多岐に渡るが、生徒が夢や希望を自覚し、しっかりと目的意識を持って、自分で進路の選択ができるように保護者と密接な連携を図りながら支援したい。

③ 高等学校(高等部) 段階

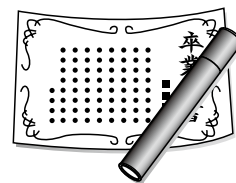
「枠組み(例)」では、高等学校段階の発達課題を「自己理解を深め、その自己を受容出来ること、多様な生き方や進路・職業の理解の上に立って、自分なりの選択基準となる人生観や職業観・勤労観を身に付けること、それらを基に自己の将来を設計し、社会的移行の準備を行うこと、そのための現実的吟味を十分行い、積極的に試行すること」と示されている。高等学校における進路指導は、全職員の共通理解と協力的指導体制により、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的に行うようにする。その際は、望ましい勤労観・職業観の育成等を図る観点から、就業体験の機会の確保に配慮する。

また、知的障害のある生徒を教育する高等部(高等学校)「試案」では、「自らの適性の理解ややりがいなどに基づいた意志決定、働くことの知識・技術の獲得と職業に従事するために必要な態度及び習慣の形成、必要な支援を適切に求め、指示・助言を理解し実行する力の育成、経済生活に必要な知識と体験、余暇の活用の在り方等を学ぶ時期」とされている。これらを踏まえて実態に応じて作業学習や「職業」等に指導内容として位置付け、支援したい。

特別支援学校高等部における進路指導においては、高等学校学習指導要領に準ずるとともに、生徒の実態に応じて教育課程を見直しながら、計画的、組織的、継続的に行うようにする。その際には、中学部(中学校)学習指導要領における配慮点と同様、個別的教育支援計画を活用しながら、各関係機関と連携を密にして支援し、生徒自ら進路を選択出来るように支援することが大切である。

④ 就労等に向けた移行支援

高等部(高等学校)は、障害のある多くの生徒にとっては学校教育の最終段階で、社会に出るための具体的な準備をする時期である。そのため、「学校から社会」の移行に向けた支援を行う必要がある。



そこで、その子の就労や入所後等の様々な場面を想定し、豊かな生活とスムーズな移行に向けた人的・物理的環境の整備や具体的な支援の在り方を探るため、在学中より支援会議等を行う。ここでは、本人・保護者・職場関係者・就労支援機関や福祉事務所の担当者・医師・余暇生活の関係者・地域の関係者・学級担任等が連携して移行支援計画の作成を進め、参加メンバーで共通理解を図っておく。

また、生徒自身も市町村相談支援専門員との交流、地域の福祉施設等の見学などを行い、就職後に相談できるところを把握して利用するスキルを身に付けておくことも大切である。

「個別の移行支援計画」

「個別的教育支援計画」を卒業後の移行に視点を置き、内容を具体化したもの。在学時から作成する。作成に当たっては、卒業後の生活へのスムーズな移行のために、本人や保護者から卒業後の生活にかかわるニーズを聞き取り、「家庭生活」「余暇・地域生活」「医療・健康」「福祉・労働」などの面から、生徒にとって必要な関係機関と連絡調整を図りながら支援会議を実施し、支援者それぞれの役割分担や支援の在り方を具体的にすることが大切である。

なお、個別の移行支援計画は個人情報も多く含むものであるため、扱う際には、支援にかかわりのない第三者には情報を出さない、二次使用しない等、十分に配慮をする。

高等部 → 特別支援学校編 P.17

〈参考・引用文献〉

「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」(平成16年1月)文部科学省

「小学校・中学校・高等学校 キャリア教育推進の手引ー児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるためにーキャリア教育推進の手引きー」(平成18年11月)文部科学省(公式HP)

「平成18・19年度 課題別研究報告書 知的障害者の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究」(平成20年3月)独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(公式HP)